



住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

魚津市が確認書または申請書を受理した日から2週間後が目安です。
確認書は2月中旬から下旬にかけて順次送付します。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月以降の収入が
減少し「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

2月中旬から下旬にかけて順次確認書が届きます（要返送）

令和3年12月10日時点で魚津市に住民登録がある方に確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和4年2月1日（火）
～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市町村に申請してください。

【申請書配布先】魚津市社会福祉課臨時給付金窓口

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、魚津市から、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が2月中旬から下旬にかけて順次届きます。
- 中身を確認して、魚津市に**返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと 等



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請受付は**令和4年2月1日**からです。
- 家計急変世帯の対象世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、令和3年1月から令和4年9月までの間の任意の1ヶ月の収入が住民税非課税相当と見なされた世帯です。
※住民税非課税となる月額給与収入の目安（例）は下記のとおりです。

申請書の
ダウンロードは
こちらから→



単身世帯	2人世帯 (内1人扶養の場合)	3人世帯 (内2人扶養の場合)
7.75万円以下	11.4万円以下	14.0万円以下

新型コロナ感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

★ I・IIの重複受給はできません。Iに該当する世帯は確認書の到着をお待ちください。

7月

★ I・IIとも、初回の支給日は令和4年3月4日（金）の予定です。

住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



お問い合わせ

魚津市社会福祉課 臨時給付金窓口
魚津市釈迦堂1丁目10番1号
受付時間 平日9:00～17:00
0765-22-3273 (内線126)
0765-22-3276 (内線127)
0765-23-1077 (内線123)

